

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から58年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和57年まで、住民票をA市に置いたまま親元を離れ、B地の飲食店で勤務していたが、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、母が53年ごろに私の国民年金加入手続を行って20歳時からの保険料を特例納付した。A市に戻って自営業を始めた57年10月ごろからは自分で保険料を納め始めるようになったが、申請免除の手続をした2年間を除き、欠かさず納付してきた。母が納付していた期間を含め、未納期間は無いはずであり、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①が未納又は申請免除、申立期間②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間については、申立人が自分で国民年金保険料を納付していたとする期間であり、申立人は、その後の保険料をすべて納付している上、そのほとんどを前納している。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和61年度の「通知書発行済」欄には「**事**85,200」の記載があり、この記載についてA市役所C課では、「社会保険事務所から過年度分の保険料納付書発行の通知があったことを示すもの」としていることから、申立人が過年度分の保険料に係る納付書の発行請求手続を行ったにもかかわらず、納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 申立期間①のうち、昭和 51 年*月から 57 年 9 月までの期間については、申立人は、「母が 53 年ごろに私の国民年金加入手続を行って特例納付し、その後の保険料も納付していた。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の被保険者の記録から特例納付期間内である 54 年 10 月下旬に払い出されていることが確認でき、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において特例納付が可能であったことはうかがえるものの、申立人自身は国民年金の加入手続やこの間の保険料納付に関与していない上、特例納付及びその後の保険料納付を行ったとする申立人の母も既に他界しており、納付した保険料額や納付方法が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人の特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿の記録においても、オンライン記録と同様、申請免除期間となっている上、これらの記録に不自然な点は見られず、かつ、通算 4 回の申請免除手続において、行政側が記録を誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、上記 A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿でも納付の記録及び納付書発行の記載は無く、その記載についても不自然な点は見られない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで
② 昭和37年10月から40年3月まで
③ 昭和40年12月から41年3月まで
④ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、A社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があることが分かった。保険料は、B区に住んでいた時は区役所の女性の方が集金に来たので納付し、C町（現在は、D市）に来てからは、E銀行（現在は、F銀行）G支店で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①も5か月間と短期間である。

2 申立期間③について、申立人は、C町に住所を移転してから申立人の夫の分を含め国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金被保険者名簿では、C町に移動した後の昭和42年3月27日に41年4月から42年3月までの保険料をまとめて納付したことが確認でき、当該時点で申立期間③の保険料は過年度納付可能な期間であり、C町も過年度納付書を発行していたとしていることから、申立期間③を含めてまとめて保険料を納付したとする主張に信憑性が認められ、申立期間③も4か月間と短期間である。

- 3 申立期間④について、申立人は、納付書に国民年金保険料を添えてE銀行G支店に納付したと主張しているところ、申立期間④前後の約26年間の保険料が納付済みとなっているのに、3か月間と短期間である申立期間④が未納となっているのは不自然である。
- 4 一方、申立期間②については、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
また、申立期間②の国民年金保険料は、申立人の夫も未納となっている。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで
② 昭和37年10月から40年3月まで
③ 昭和40年12月から41年3月まで
④ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、A社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があることが分かった。保険料は、B区に住んでいた時は区役所の女性の方が集金に来たので納付し、C町（現在は、D市）に来てからは、E銀行（現在は、F銀行）G支店で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①も5か月間と短期間である。
- 2 申立期間③について、申立人は、申立人の妻がC町に住所を移転してから国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人夫婦の保険料の納付は、申立人夫婦が所持している国民年金手帳から同日に納付していることが確認できる上、申立人の妻の国民年金被保険者名簿では、C町に移動した後の昭和42年3月27日に41年4月から42年3月までの保険料をまとめて納付していることが確認でき、当該時点で申立期間③の保険料は過年度納付可能な期間であり、C町も過年度納付書を発行していたとしていることから、申立期間③を含めて

まとめて保険料を納付したとする申立人の主張に信憑^{びよう}性が認められ、申立期間③も4か月間と短期間である。

3 申立期間④について、申立人は、納付書に国民年金保険料を添えてE銀行G支店に納付したと主張しているところ、申立期間④前後の約26年間の保険料が納付済みとなっているのに、3か月間と短期間である申立期間④が未納となっているのは不自然である。

4 一方、申立期間②については、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料は、申立人の妻も未納となっている。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から37年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年3月まで
② 昭和62年7月から63年3月まで

A市に転居した昭和63年ころからは収入が安定し、保険料は払えるようになった。納付書がくれば保険料は必ず納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②直前の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を63年3月に現年度納付しており、その時点では申立期間②も現年度納付が可能であり、9か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しないとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、A市に転居した昭和63年1月より後に国民年金保険料を納付し始めたとしていることから、申立期間①は過年度保険料として遅くとも同年5月までに納付の手続を行って納付する必要があるが、申立人は過年度納付の手続をした覚えは無い上、納付した国民年金保険料額、納付期間、納付時期、納付場所などを覚えていないとしており、申立期間①の保険料の納付をうかがわせる事情が得られなかった。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年9月まで
② 昭和49年4月から同年11月まで

国民年金保険料はしばらく未納だったが、昭和49年にA国に会社のある株式会社Bに就職が決まり、そのまま海外に永住するとなると老後の生活に不安を感じ、同年5月ころにC区役所に赴いて年金課窓口で相談をしたところ、年金受給資格の取れる月数を納付すればよいのではという話になった。そこで未納期間のうち一部の期間の納付書を何枚か作ってもらい、妻が近くの銀行や郵便局で納付書に従って保険料を納めていた。

株式会社Bを退職して帰国後、D社に就職して数年経ったころ、年末調整の控除額として計上するため、残っている未納期間の国民年金保険料を全部納めることにした。妻がC区役所に行き、窓口で未納分を調べてもらい、納付書で昭和54年12月19日にE銀行（現在は、F銀行）G支店で30か月分の保険料12万円を一括納付した。

当時の領収証書を持っており、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月ころ受給資格を満たすだけの月数の国民年金保険料を納付し、その後の54年12月に所持する領収証書に記載されている30月の保険料を納付したと主張しているが、申立人及び申立人の保険料の特例納付をしたとするその妻は、特例納付した期間、時期及び納付金額等は覚えていないとしており、申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる事情を得ることができなかった。

しかし、オンライン記録では、昭和43年7月から45年12月までの30月が第3回特例納付により納付され、それ以前は第2回特例納付により納付されたこととなっているが、このうち、43年7月から44年9月までは申立人が所持する領収証書により第2回特例納付により納付されたことが確認できることから、申立人が所持する54年12月19日の第3回特例納付に係る領収証書には納付月数の30月のみ記載され、納付期間の記載が無いものの、当該30月は44年10月から47年3月までの30月と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から44年3月まで
② 昭和45年4月から同年9月まで

私と夫の国民年金手帳が、A区役所から昭和42年度早々に一緒に郵送されたところから、A区役所の集金人が私の家に来るようになって、私が、夫婦二人分の保険料を集金人へ納付し、手帳に国民年金印紙を貼ってもらった記憶がある。そのように納付したのに、申立期間①及び②の期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金手帳が、昭和42年度早々に郵送されたところから、夫婦二人分の保険料を集金人へ納付し、手帳に国民年金印紙を貼ってもらったと主張しているところ、申立人の夫の保険料は納付済みであり、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②は国民年金手帳記号番号の払出時点からすると納付可能である上、申立人が6か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金手帳が、A区役所から昭和42年度早々に一緒に郵送されたところから、夫婦二人分の保険料を集金人へ納付し、手帳に国民年金印紙を貼ってもらったと主張しているが、申立人が初めて交付を受けたとする国民年金手帳に「昭和44年7月15日発行」と記載があり、申立人の国民年金手帳記号番号はここに払い出され保険料の納付が始まったとするのが自然であり、こ

の時点では、申立期間①の期間はすべてさかのぼって保険料納付する期間となることから、集金人へ納付し手帳に国民年金印紙を貼^はってもらったとする主張は、当時の取扱いと符合しない上、申立人からさかのぼって納付したとする申述や形跡もうかがえない。

また、申立人から提出された国民年金手帳(写し)の昭和 42 年度及び 43 年度の印紙検認台紙が切離しされているが、これは旧国民年金法施行規則第 73 条に基づいて、印紙納付できなくなった年度の印紙検認台紙が契印後切離しされたもので、納付したことを示すものではない。

さらに、オンライン記録では、申立人及びその夫共に未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

夫の国民年金保険料を集金するために自宅に訪れていた年金委員の方に勧められ、私は昭和 51 年 1 月に国民年金に加入した。申立期間のころの保険料納付については、A市役所から届いた納付書を用いて、B銀行（現在は、C銀行）又はD金庫（現在は、E金庫）のどちらかで納付していたと思う。今まで保険料未納による督促状などを受け取った記憶は無く、申立期間の保険料及び付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金に加入し、申立期間のころの国民年金保険料納付については、A市役所から届いた納付書を用いて、B銀行又はD金庫のどちらかで納付していたと申述しているところ、A市役所では、申立期間当時は納付書方式による保険料の収納が行われており、B銀行については取扱金融機関となっていたことから、申立人の納付方法及び納付場所についての申述に、不自然さはみられない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和51年1月時点において現年度納付することができる50年4月以降の国民年金保険料を、申立期間を除きすべて納付している上、申立期間及びその前後の期間は任意加入期間中であつたところ、その期間中は、申立期間を除き定額保険料に加え付加保険料も納付していることから、申立人の納付意識は高かったと推認でき、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 9 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、私が、A 区で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間①のうち 40 年 4 月から 42 年 9 月までは私と妻の二人分の国民年金保険料を妻が B 市で集金人に納付したはずである。申立期間②については、夫婦二人分の国民年金保険料を妻が C 銀行 (現在は、D 銀行) E 支店に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和 42 年 1 月から同年 9 月までについて、申立人の妻は B 市で集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 4 月ころ払い出されており、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間又は特例納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人の国民年金保険料と自らの保険料とを一緒に納付したとする申立人の妻は、申立人と自らの分を同じ期間納めていたことを明確に記憶しており、オンライン記録では妻は 42 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料が第 2 回特例納付により納付済みとなっていることから、当該期間につい

て妻と同一の納付があるところまで保険料を納付したことは否定できず、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人が、9か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、その妻と一緒にC銀行E支店で国民年金保険料を納付したはずとしているところ、申立人の妻は納付済みとなっていることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人が12か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 一方、申立期間①のうち昭和36年4月から40年3月までについて、申立人はA区で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年4月ころ払い出されており、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間又は特例納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は既に他界して証言が得られないため、納付状況が不明である。

また、申立期間①のうち昭和40年4月から41年12月までについて、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をB市の集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年4月ころ払い出されており、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間又は特例納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人の妻は特例納付していないため納付状況が不明である。

さらに、申立期間①のうち昭和36年4月から41年12月までの期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年9月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①について、20 歳になった時母から国民年金に加入するよういわれて、母と一緒に A 市役所で国民年金への加入手続をして、その後、母が私の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②について、申立期間①に引き続き母が私の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②共に、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までについて、申立人は、20 歳になった時その母から国民年金に加入するよういわれて、その母と一緒に A 市役所で国民年金への加入手続をして、その後、その母が申立人の国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の保険料は申立期間を除きすべて納付済みとなっており、申立人の保険料を納付したその母は未納期間無くすべて納付済みとなっていることから、申立人及びその母の保険料の納付意識は高いと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 4 月ころ払い出されており、その時点では、当該期間はさかのぼって納付可能な期間であり、申立期間①直後の 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間はさかのぼって納付されていることが確認できる上、申立人の母が 3 か月と短期間で

ある当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①に引き続きその母が申立人の国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立人の保険料は申立期間を除きすべて納付済みとなっており、申立人の保険料を納付したその母は未納期間無くすべて納付済みとなっていることから、申立人及びその母の保険料の納付意識は高いと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 4 月ころ払い出されており、その時点では、申立期間②はさかのぼって納付可能な期間であり、申立期間②直前の 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間はさかのぼって納付されていることが確認できる上、当該期間は既に納付済みとなっていることから、申立人の母が 6 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 申立期間①のうち、昭和 60 年 * 月から同年 12 月までについて、申立人は、20 歳になった時、その母から国民年金に加入するように言われて、その母と一緒に A 市役所で国民年金への加入手続をして、その後、その母が申立人の国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 4 月ころ払い出されており、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間となる。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月から61年3月まで
② 平成8年2月から9年2月まで

申立期間①について、20歳（昭和50年*月）を過ぎたころにA市役所から国民年金加入の案内が来たので、家の近所のB支所で国民年金の加入手続を行った。保険料は支所で3か月ごとに納付しており、61年4月の第3号被保険者への切替手続も行った記憶がある。

申立期間②について、平成8年2月に会社退職後、C市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。保険料は納付書が来れば、納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月23日に払い出され、50年*月以降申立期間①及び②を除き、平成17年1月までは保険料の未納は無く、その夫が昭和60年5月に厚生年金保険に加入した際は、任意加入者への種別変更手続を適切に行っており、保険料の納付意識は高いと認められることから、納付が可能な11か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していないのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、平成8年2月に会社退職後C市役所

で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧^{あいまい}なため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、平成8年ころに申立人の生活状況に大きな変化があったことが認められる上、申立期間②直後の9年3月からは保険料が全額免除されており、生計が厳しかったこともうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 38 年*月ころ、母親が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入している間も保険料を納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年*月ころ、その母親が A 町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、39 年 4 月ころに払い出されており、その払出時点からすると現年度納付が可能な申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険加入中も含め保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から60年12月まで

私は、昭和57年11月から60年12月まで夫の仕事の都合でA国に居住していた。この期間の国民年金保険料の納付は、義父に依頼しており、保険料は納期ごとに納付していたと義父から聞いていた。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和60年12月について、申立人は、57年11月から60年12月まで申立人の夫の仕事の都合でA国に居住していたので、この期間の国民年金保険料の納付は申立人の義父に依頼していたとして、この期間の国民年金手帳により、A国から帰国した60年12月22日に任意加入したことが確認できる上、当該期間直後の61年1月から同年3月までの任意加入期間は納付済みとなっていることから、申立人が60年12月の保険料を納付していなかったとは考え難く、また、1か月と短期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納が無いことから、納付意識は高かったと推認される。

2 一方、申立人は、昭和57年11月から60年11月までの期間について、A国に居住中であったことから、その義父が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、当時、申立人は海外在住者であり、海外在住者は国民年金の適用除外者であったことから、申立人は、制度上当該

期間の保険料を納付することはできなかった。

また、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和 57 年 11 月から 60 年 11 月までは未加入期間であったことが確認できることから、申立期間のうち、57 年 11 月から 60 年 11 月までの期間は制度上保険料を納付することができなかった期間である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする申立人の義父も既に他界していることから、当該期間当時の納付状況が不明であり、また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、祖父が納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その祖父が申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月28日に払い出されており、払出日からすると申立期間は保険料の納付が可能であり、8か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人及びその両親の国民年金保険料は、申立人の祖父と一緒に納付したとしているところ、申立人の両親の納付記録は納付済みとなっており、申立てに信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料は、オンライン記録によると申立期間直後の昭和53年4月から納付済みとなっており、申立人及びその祖父の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月

昭和 48 年 2 月に A 社を退職し、すぐに B 市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした。国民年金保険料は市役所内の銀行で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月に A 社を退職し、すぐに国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 48 年 4 月 3 日に払い出されており、払出日からすると申立期間は納付可能であるとともに、2 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付を申立人自身で行っており、納付方法、納付場所などを具体的に記憶している。

さらに、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の納付記録も納付済みとなっており、申立てに信憑^{びょう}性が認められる。

加えて、申立人の国民年金保険料は、オンライン記録によると申立期間直後の昭和 48 年 4 月以降すべて納付済みとなっており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

平成5年4月1日に現在在職中の株式会社Bが所属するCグループの前身、株式会社Dに入社し、8年3月にグループ内で異動があり株式会社Aに移籍したが、株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社から現在まで継続して勤務しており、在職証明書もあるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成8年3月28日に株式会社Dから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（副）及びオンライン記録における申立人に係る同社の平成8年5月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決

定通知書」(副)における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで
昭和53年6月2日に現在在職中の株式会社Bが所属するCグループの前身、株式会社Dに入社し、平成8年3月にグループ内で異動があり株式会社Aに移籍したが、株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社から現在まで継続して勤務しており、在職証明書もあるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成8年3月28日に株式会社Eから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（副）及びオンライン記録における申立人に係る同社の平成8年5月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決

定通知書」(副)における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年4月から同年9月までは53万円、同年10月から12年3月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年4月1日まで

申立期間の株式会社Aにおける標準報酬月額の記録が9万2,000円になっている。給料は同月額を上回っているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書（平成11年11月分を除く。）から申立人は、10年4月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から12年3月までの期間は56万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成10年4月から同年9月までは53万円、同年10月から12年3月までは56万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（12年4月1日）後の同年5月2日付けで、10年10月1日及び11年10月1日の定時決定を取り消した上で、10年4月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げている。

なお、申立人は、株式会社AのBという役職であったがCであり、社会保険手続の業務には関与しておらず、遡^{そきゅう}及訂正についても事業主から聞いていないと主張しているところ、同社の事業主も、申立人は社会保険の事

務手続について権限は無く関与もしていないとしており、複数の同僚からも同様な供述があった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成10年4月から同年9月までは53万円、同年10月から12年3月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年5月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から6年5月まで

平成2年5月にA株式会社に入社、3年1月1日から厚生年金保険に加入した。給与明細書によると、最初から給料に見合う保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録によると標準報酬月額が低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年4月までは47万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日より後の同年11月2日付けで、5年10月1日の定時決定を取り消した上で、4年10月1日にさかのぼって8万円に引き下げられているほか、申立人以外の15人の標準報酬月額も、申立人と同日に遡^{そきゅう}及訂正されている。

また、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成6年5月1日から同年6月16日に訂正され、同年5月の標準報酬月額が8万円と記録されているが、当該訂正処理日は上記^{そきゅう}遡及訂正が行われた日と同日である上、決定された標準報酬月額は、当該遡^{そきゅう}及訂正された額と同額の8万円と記録されている。

なお、申立人と同様に、平成6年11月2日付けで、当初の資格喪失日（6年5月1日）を訂正されている者が二人認められる。

さらに、申立人が所持する平成4年10月から6年5月までの給与明細

書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を遡^{さきゆう}及して行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年5月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで
昭和47年8月1日からA株式会社B支店に勤務し、49年3月から同社C支店へ転勤となったが、厚生年金保険被保険者記録によれば同年2月の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の所属履歴、D会提出のE基金の加入記録、F組合提出の健康保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA株式会社に継続して勤務（昭和49年3月1日に同社B支店から同社C支店へ異動）していたと認められる。

また、同僚の一人は、申立人と同日に転勤（A株式会社B支店に昭和49年2月末まで勤務し、同年3月1日から同社G支店に勤務）しているが、申立人と同様に、49年2月分の厚生年金保険被保険者記録が確認されないものの、同氏が保存していた同年1月から同年5月までの給与明細書により、この間継続して厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年2月の

E 基金の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

株式会社Aの事業主は、申立人が昭和35年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年3月から同年7月までは6,000円、同年8月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年5月ころから37年6月ころまでのうちの2年間くらい
② 昭和44年9月ころから46年12月ころまで
申立期間①において勤務した株式会社Aと、申立期間②において勤務した株式会社Bでの厚生年金保険被保険者としての記録が無いが、確かに勤務していたので、調査して申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日（昭和12年4月11日）が異なるものの、氏名は、申立人の旧姓「C」と1字違いの「D」と記載され、35年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失している記録が確認できる。

一方、申立人が株式会社Aの前後に勤務した2か所の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、前に勤務した事業所においては、D（生年月日は昭和9年3月10日）で、後に勤務した事業所では、D（生年月日は13年4月11日）でそれぞれ被保険者資格を取得していることから、申立期間①当時、申立人が氏名及び生年月日を正確に申告していなかった事情がうかがえる。

また、申立人は、「申立期間当時『D』と名のっていたことがあり、異なる生年月日を事業所に届けたかは記憶に無い。」と供述しているとともに、当該被保険者記録は 65 歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 35 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和 35 年 3 月から同年 7 月までは 6,000 円、同年 8 月は 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 37 年 6 月までの期間については、同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、当該事業所における勤務実態について供述を得ることができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、当時の同僚二人が、「申立人は、申立期間②ころ株式会社 B で事務担当として勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間②ころ同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社 B は昭和 45 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、さらに、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立期間②当時の株式会社 B の経理部長は、「当時、社員全員を社会保険に加入させていたのではなく、所属長の判断で加入させていた。」と供述しているところ、同社に昭和 43 年 6 月 1 日に入社し、総務課、E 課、F 部に順次勤務した同僚は、45 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している。

さらに、同僚が保管している資料で確認できる同僚 27 人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、11 人については記録が確認できないことから、申立期間②当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和22年1月4日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日及び同社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月4日から同年6月1日まで
② 昭和26年6月30日から27年1月6日まで

昭和22年1月4日にC町所在のA株式会社に入社し勤務し、その後、26年7月に同社B出張所に転勤し、続いて、D株式会社E支店及びF株式会社に勤務し、平成5年11月22日に退社するまで継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が空白となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所から提出された人事記録により、申立人

が申立期間①においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚照会で回答のあった5人のうち二人の同僚が、「A株式会社では、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かった。」と供述しており、この二人の同僚が記憶している入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、二人の入社日と資格取得日が合致しており、ほかの3人は厚生年金保険制度が発足した昭和19年10月1日から資格を取得していることが確認できる。

さらに、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年6月1日に、申立人とともに資格を取得している同僚6人のうち、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できた3人全員が同日に同社で資格喪失した後、D株式会社で資格を取得している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和22年1月から同年5月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和25年10月27日に厚生年金保険の資格を取得し、26年6月30日に資格を喪失後、A株式会社B出張所において27年1月6日に再度資格を取得しており、26年6月から同年12月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業所及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②においてA株式会社及びA株式会社B出張所に継続して勤務していた

ことが推認できる。

また、A株式会社B出張所の開設に伴い、A株式会社のグループ企業から転勤した同僚全員が、同社B出張所の厚生年金保険の新規適用日である昭和26年7月1日から資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和26年7月1日にA株式会社から同社B出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和26年5月及び同社B出張所における27年1月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

私は、高校を卒業してA株式会社に就職し、現在も在職中である。申立期間の厚生年金保険の記録が無く、C株式会社に出向したときの手続ミスと思われる。継続して勤務をしていたことは間違いなく、在職中に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の在籍証明書から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A株式会社B支社からC株式会社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、在籍証明書に記入されているC株式会社への出向発令日が昭和46年8月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社における昭和46年6月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

平成16年6月15日に有限会社A（現在は、株式会社B）で支給された賞与額は30万円であるのに、オンライン記録での標準賞与額が24万9,000円となっている。当時の賞与明細書では標準賞与額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って24万9,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が24万9,000円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年11月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年11月までは20円、同年12月から18年5月までは30円、同年6月から同年11月までは40円、同年12月から20年2月までは50円、同年3月から同年10月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年3月29日から20年8月31日まで
昭和17年3月に株式会社Aに入社し終戦まで勤務した。入社も退社も一諸だった同郷、同学年の友人が厚生年金保険の被保険者期間となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る労働者年金保険被保険者名簿において、昭和17年3月29日（労働者年金保険の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間）に労働者年金保険の資格を取得し、20年11月1日に資格を喪失している申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「同郷、同学年の友人と一諸に当該事業所に入社し退社した」と供述しているところ、労働者年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は申立人の被保険者台帳記号番号の前の番号で記録されており、当該同僚の資格取得日は昭和17年3月29日、資格喪失日が20年11月1日であることが確認できるとともに、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから当該被保険者記録は申立人に係るものである。

と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 20 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から同年 11 月までは 20 円、同年 12 月から 18 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から同年 11 月までは 40 円、同年 12 月から 20 年 2 月までは 50 円、同年 3 月から同年 10 月までは 60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

1 申立期間①に係るA株式会社の事業主は、申立人が主張する昭和44年6月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年3月26日に資格を喪失した旨の、また、申立期間②に係る株式会社Bの事業主は、同年9月25日に資格を取得し、46年9月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については4万2,000円に、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年9月から46年6月までの期間を5万6,000円に、同年7月及び同年8月の期間を7万6,000円に訂正することが妥当である。

2 申立期間③に係る有限会社Cの事業主は、申立人が主張する昭和46年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年4月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間④に係るD株式会社の事業主は、申立人が主張する昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、50年2月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和44年6月20日から45年3月26日まで
② 昭和45年9月25日から46年9月16日まで
③ 昭和46年11月1日から47年4月26日まで
④ 昭和49年4月1日から50年2月21日まで
⑤ 昭和50年ごろから57年ごろまで

社会保険庁（当時）の記録によると、E施設（A株式会社。後に株式会社Bに商号変更。）が経営する飲食店に勤務していた申立期間①及び②、F店に勤務していた申立期間③、G店に勤務していた申立期間④並びにH株式会社が経営するI店に勤務していた申立期間⑤が、いずれも厚生年金保険の被保険者ではないことになっている。

すべての申立期間は、Jとして勤務していたが、生年月日を4歳年上と偽って入社したため、偽った生年月日で厚生年金保険被保険者記録があるはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名（ただし、生年は4年10日年上。）の者が、昭和44年6月20日に厚生年金保険の資格を取得し、45年3月26日に資格を喪失していることが確認できる。
- 2 申立期間②について、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名（ただし、生年は4年10日年上。）の者が、昭和45年9月25日に厚生年金保険の資格を取得し、46年9月16日に資格を喪失していることが確認できる。
- 3 申立期間③について、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名（ただし、生年は4年年上。）の者が、昭和46年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、47年4月26日に資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所の事業主は、申立期間③当時、当該事業所は、申立人が勤務していたと主張するF店を経営していたと供述している。
- 4 申立期間④について、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名（ただし、生年は4年10日年上。）の者が、昭和49年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、50年2月21日に資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所の事業主は、申立期間④当時、当該事業所は、申立人が勤務していたと主

張するG店を経営していたと供述している。

5 このため、申立人に株式会社B、有限会社C及びD株式会社への入社
の経緯について聴取した結果、それぞれの事業所での入社に際して、年
齢を4歳上回る生年月日で手続をしたと主張しているところ、当該被保
険者記録の生年月日と申立人の生年月日の年齢差がおおむね一致する上、
申立人は、各申立期間における勤務内容を具体的に記憶しているとともに、
上記3事業所（うち、1事業所は二つの期間）の厚生年金保険の被
保険者記録は、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当
該未統合となっている被保険者記録は申立人に係る記録であると認めら
れる。

6 これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る事業主は、申
立人が昭和44年6月20日に被保険者資格を取得し、45年3月26日に
喪失した旨の、また、同年9月25日に再度取得し、46年9月16日に
喪失した旨の届出を、申立期間③に係る事業主は、同年11月1日に取
得し、47年4月26日に喪失した旨の届出を、及び申立期間④に係る事
業主は、49年4月1日に資格を取得し、50年2月21日に喪失した旨の
届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①から④までの標準報酬月額は、申立期間①について
は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該
未統合記録により4万2,000円に、申立期間②については、株式会社B
に係る同原票における当該未統合記録により昭和45年9月から46年6
月までは5万6,000円に、同年7月及び同年8月は7万6,000円に、申
立期間③については、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者
名簿における当該未統合記録により9万8,000円に、申立期間④につい
ては、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当
該未統合記録により9万8,000円とすることが妥当である。

7 申立期間⑤について、申立人がH株式会社に昭和50年2月21日から
57年7月20日まで勤務していたことは、当該事業所が保管する従業員
名簿及び「社会保険加入記録台帳」により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、H株式会社は、昭和63年
9月1日に健康保険厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間
当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、H株式会社の総務部員は、「当該事業所が健康保険厚生年金保
険の適用事業所となる前は、国民健康保険組合に加入していた。」と供
述しており、当該事業所が保管する申立人が昭和57年3月12日付けで

当該事業所代表取締役あてに提出した「保険加入申請書」には、申立人が国民年金に加入を希望した旨が記載されているとともに、「社会保険加入記録台帳」により、申立人は、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことがうかがえる上、当該事業所は、申立期間当時は、厚生年金保険の適用が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA院における資格取得日は平成7年4月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年4月14日まで
A院に平成7年4月1日から勤務していたが、年金機構の記録では、7年4月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得となっているので、同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成7年4月14日にA院において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

しかし、申立人から提出されたA院の勤務証明書及びBの会誌並びに同院から提出された当時の人事記録により、申立人が平成7年4月1日から同院に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA院における資格取得日は平成7年4月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日
社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における平成 16 年 12 月の賞与の届出に基づく記録が無いが、賞与の支払明細書によると保険料が控除されている。

賞与の支払明細書があるので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社における平成 16 年 12 月分賞与の支払明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与として、20 万円が事業主により支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賞与の支払明細書における保険料控除額から、19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届

を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと
していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間におけ
る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主
は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る株式会社A（現在は、株式会社B）本店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和 57 年 8 月 2 日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 2 日から同年 8 月 30 日まで

私は昭和 50 年 4 月から平成 16 年 10 月まで株式会社Aに勤めたが、昭和 57 年 8 月 2 日から同年 8 月 30 日までの間、国民年金扱いとなっている。その期間は株式会社A本店（C部）において、海外赴任の準備をしており、1 か月の国民年金の記録は厚生年金保険の記録であると思うので、この間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、株式会社AのD支店において昭和 57 年 8 月 2 日に資格を喪失し、同月 30 日に同社本店において資格を取得していることが記録されている。

しかし、株式会社Bから提出された申立人の在職証明書には、申立人が昭和 57 年 8 月 2 日から同月 30 日まで、株式会社AのC部（適用事業所としては本店）に勤務していることが記載されているとともに、複数の同僚も申立人が申立期間を含め同社で継続して勤務していたと供述している上、雇用保険の記録においても申立人の同社での継続的な勤務が認められる。

また、株式会社Bでは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び納付は誤りなく行っていたと回答している。

さらに、株式会社Aに係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 57 年 8 月 2 日に同社のほかの支店で被保険者の資格を喪失したものが 100 人確認できるが、このうち 93 人は同日において同社本店で同資格を取得しており、申立人を含む 7 人のみが同月のほかの日に資格を取得したことが記録されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務（昭和 57 年 8 月 2 日に株式会社AのD支店から同社本店へ異動）していたことが認められることから、申立人の同社本店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 57 年 8 月 2 日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてAに勤務し、B共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和46年3月1日に、資格喪失日に係る記録を48年2月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万7,688円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から48年2月1日まで

AのCに昭和45年3月11日から48年1月31日まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では、46年3月から48年1月までの年金記録が確認できないとのことだった。Dが発行した履歴証明もあるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

DのE部（昭和62年、Fに伴い、Aの事業がDに移管。）から提出された申立人に係る履歴書及びAのBが発行した46年9月1日付けの辞令から、申立人が、申立期間に同局に継続して勤務していたことが確認できる。

また、AのCに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年3月1日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、Aの履歴書では、同日に臨時雇用員から準職員に命ぜられ、48年1月31日に職員を免ぜられていることが確認できる上、同名簿で申立人の前後に名前の記録があり、申立人と同様、46年3月1日で厚生年金保険の資格を喪失している複数の同僚は、オンライン記録によると、同日に共済組合に加入していることが確認できる。

さらに、準職員は共済組合員であったことから判断すると、申立人は、

申立期間において、B 共済組合の組合員であったことが認められる。

加えて、共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 46 年 3 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 48 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る A の履歴書に記載のある俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、13 万 7,688 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は昭和44年2月21日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月18日から同年2月21日まで
昭和42年4月1日から株式会社Aに勤務し、44年2月20日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が同年2月18日と記録されていた。厚生年金保険の正確な資格喪失日を調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月1日から44年2月20日まで株式会社Aにおいて勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、44年2月18日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、株式会社Aにおいて昭和42年4月1日に資格を取得し、44年2月20日に離職した旨の記録が確認できる。

さらに、株式会社Aに申立人の退職日に係る記録を照会したところ、昭和44年2月20日に同社を退職した旨の人事記録が確認できた上、B組合における健康保険資格喪失日は同年2月21日であることが確認された。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和44年2月21日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から55年3月まで

昭和50年10月に勤務していた会社が倒産し、A町で自宅兼店舗のB店を開業した。会社が倒産した際に、同町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料は妻が夫婦二人分を金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社が倒産した直後の昭和50年11月ころその妻がA町役場で申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きなど夫婦二人分の国民年金の手続を行ったとしているが、申立人の国民年金被保険者資格再取得手続きを行った場合に任意加入から強制加入に変更されるはずのその妻の資格種別は49年4月20日から58年5月8日までの間、任意加入被保険者期間であることが申立人の妻の所持する国民年金手帳、同町の被保険者名簿及びオンライン記録により確認でき、申立人の申述と符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳、同町の被保険者名簿、被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により、申立人が昭和49年4月20日に国民年金被保険者資格を喪失し、平成7年7月24日に資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は54か月と長期間で

あり、A町及び社会保険庁（当時）において、これだけの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の妻が行ったとする厚生年金保険から国民年金への切替手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月

私は、ねんきん特別便が来て納付記録の無いことが分かった。申立期間の国民年金保険料は、会社が解散し吸収合併後の総務部長から申立期間の国民年金に入るよう指示があったので、妻が加入手続をし、保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金への加入勧奨が行われた平成15年8月26日の後の同年10月15日に14年12月から15年1月までの保険料が過年度納付されており、申立人は、当該納付書が作成された15年9月29日ころ加入手続をしたと推認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に納付したと主張しているが、その妻の保険料は平成12年6月19日に過年度納付されており、その妻が自らの保険料を納付した後の同年8月21日に申立人への加入勧奨が行われていることから、夫婦一緒に保険料を納付した事情が見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年6月まで

私は、会社を辞めて一時金を受給したが、近所の人から年金は掛け続けていないと老後になった時に年金がもらえなくなると聞き、A市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した金融機関は覚えていないが、送達された納付書に現金を添えて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、B金庫C支店を辞めた昭和44年か45年4月ころ加入手続をしたとしていたが、同金庫の在職証明及びオンライン記録から同金庫の退職日が45年12月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日が46年1月1日であることが確認できると、申立期間を46年1月から47年6月までの期間に変更するなど、申立人の加入状況の記憶が曖昧である。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡がうかがわれず、申立人もA市から移動していないため、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年9月1日以前に加入手続をした事情が見当たらない上、同年4月1日が任意加入被保険者資格になっていることから、申立期間の国民年金保険料は制度上納付できない。

さらに、申立人は、A市において申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているが、A市では、納付書方式による納付は昭和47年4月以降としている上、申立人は印紙検認方式による納付を覚えて

いないなど納付状況の記憶も曖昧^{あいまい}である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで
20歳になった平成5年*月ころA町役場（現在は、B市役所）から私に国民年金保険料の納付書が送られてきたがそのままにしていた。
同年10月ころ役場から「学生も強制加入になったので納付できない場合は免除申請するように」との連絡があり、免除申請書が届いたので父が記入して郵送した。
申立期間は確かに免除の申請を行ったのに未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月ころA町役場から送られてきた国民年金保険料免除申請書を申立人の父が記入し役場に郵送したと主張しているが、その父は、国民年金保険料納付書が送られてきたとしながら、年金手帳を交付されたことはなく免除可否通知書の記憶も無いとしている。

また、申請免除手続が取られていたならば申立期間以後の年度についても保険料納付書が送付されてくるはずであるが、納付書は送られてこなかったとしているなど、申立期間に免除の申請が行われたことをうかがわせる事情が得られなかった。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を平成11年8月1日に取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の免除申請をすることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から8年3月まで

20歳になった平成3年*月ころは浪人中だったが父に勧められて国民年金に加入するためA市役所に行ったところ、所得が無い者には保険料の免除制度があることを知り、窓口で申請書の書き方を教えてもらいながら記載例に従って記入したのを覚えている。

平成3年から平成7年度までは学生だったので毎年免除申請をしたのに未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月ころA市役所に赴き、浪人中であったため、学生を理由として免除の申請を行ったとしているが、当時申立人は浪人中であり、学生として取り扱われなかったこと、及び免除の申請を行うには申立人は国民年金の被保険者であることが必要であるが、申立人は免除の申請時に年金手帳を交付された覚えは無いとしていることなど、申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、申立人が初めて国民年金被保険者となったのは平成10年5月16日であることがオンライン記録から確認でき、申立期間は未加入期間であることから、保険料の免除の申請を行うことはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年9月まで

私は、当時A社に勤めていたので厚生年金保険に加入していると思い年金記録の照会を行ったところ、厚生年金保険に加入していないとの回答であった。当時子どもが病弱で医者にかかっていたので健康保険には間違いなく加入していたはずである。厚生年金保険の記録が無いのであれば、健康保険は国民健康保険であると思うが、国民年金と国民健康保険とは一緒に加入するはずのものであるので、国民健康保険に加入しながら、国民年金に加入しないことはあり得ない。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入していたはずなので国民年金にも加入していたはずであると申述しているのみで、国民年金の加入手続及び保険料の納付については覚えておらず、加入手続等の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年9月まで

A社を退職後に勤めた事業所は厚生年金保険に入っていなかったため、母から国民年金に加入するよう言われ、母がB市役所で加入手続きをしてくれた。国民年金保険料は私が母に渡し、母は仕事で忙しいなか保険料を納付してくれたが、保険料を毎月納付することは難しく、2、3か月まとめて母に渡したことを記憶している。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続きをし、保険料も納付したとするその母は、B市役所で加入手続きをし、保険料を納付したとするのみで、加入手続きの時期や保険料納付場所を覚えていないとしており、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立人は、当該手帳以外に交付された手帳は無いとしている上、氏名検索等による調査を行ったが、申立期間当時申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、母が、私の国民年金の加入手続をし、20 歳からの国民年金保険料を納付していると言っていた。保険料を納付してくれていた母は既に亡くなっており、国民年金に関する記録の書類等も見付かっていないが、母が納付した期間のうち、昭和 60 年*月から平成 2 年 2 月までについては国民年金に未加入となっていることに、2 年 3 月については共済年金の被保険者期間であり、国民年金保険料との重複納付による還付を受けていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその母が行っていたと申述しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその母は既に他界していることから、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から50年3月まで

国民年金加入手続と国民年金保険料の納付について、私自身いつどのように手続して納付を始めたのかはっきり覚えていないが、私は郵送された納付書と現金を、定期的に自宅に来ていたA金庫の集金人へ預け納付した。また、父母の受け取る年金額が少なかったため、私はそうならないよう、国民年金手帳にある「初めて被保険者になった日」から国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、A金庫の集金人へ預け納付したとしているが、申立人自身いつどのように国民年金の加入手続をして、いつから保険料納付を始めたのか覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを証言できる関係者もおらず、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳にある「初めて被保険者になった日」から、すべて国民年金保険料を納付したはずとしているところ、申立人の国民年金加入手続時期は、国民年金手帳記号番号払出簿等の記録から昭和51年10月ころと推認でき、その時点では、申立期間のうち45年5月から49年6月までの期間の保険料は時効により納付できず、同年7月から50年3月までの期間の保険料はさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付したに関する明確な記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、国民年金手帳に記載された「初めて被保険者になっ

た日」を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この「初めて被保険者になった日」は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及して記載されていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年5月まで

私は、平成元年2月に、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所や職業安定所で退職に伴う手続等を行った際に、同市役所において国民年金加入手続も行った記憶がある。国民年金保険料については、退職に伴う諸手続を行ってから1か月前後で自宅に届いた^{つづ}綴りの納付書を用いて、A市役所又は銀行で納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年2月に、それまで勤務していた会社を退職し、A市役所や職業安定所で退職に伴う手続等を行った際に、同市役所において国民年金加入手続も行い、国民年金保険料については、退職に伴う諸手続を行ってから1か月前後で自宅に届いた^{つづ}綴りの納付書を用いて、A市役所又は銀行で納付した記憶があるとしているが、申立人からは国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な申述を得ることはできなかった。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳にも、国民年金被保険者資格に係る記載は確認できない。

さらに、申立期間は未加入期間となっており、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

夫が会社を退職した昭和46年4月に、A市役所で私が夫婦二人分の国民年金への加入手続をして、その後、同市役所B支所で私が夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した昭和46年4月に、A市役所で申立人が夫婦二人分の国民年金への加入手続をして、その後、同市役所B支所で申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、53年7月ころとなっており、その時点では、申立期間のうち、46年4月から51年3月までは時効により納付できず、51年4月から53年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶が無いいため納付状況が不明である。

また、申立人は、住所の移動が無く別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないう上、一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も申立期間については未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私が会社を退職した昭和46年4月に、A市役所で私の妻が夫婦二人分の国民年金への加入手続をして、その後、同市役所B支所で妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が会社を退職した昭和46年4月に、A市役所で申立人の妻が夫婦二人分の国民年金への加入手続をして、その後、同市役所B支所で申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、53年7月ころとなっており、その時点では、申立期間のうち、46年4月から51年3月までは時効により納付できず、51年4月から53年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人の妻はさかのぼって納付した記憶が無いため納付状況が不明である。

また、申立人は、住所の移動が無く別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないう上、一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻も申立期間については未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで
平成7年度分の国民年金保険料を納付書により、A市役所内のB銀行（現在は、C銀行）で1年分を前納した。その後、厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、納付した保険料13万7,010円が還付されたことになっているが、私は還付を受けた記憶が無いので還付の有無を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成7年度分の国民年金保険料を納付書により、A市役所内のB銀行で1年分を前納し、その後、厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、納付した保険料13万7,010円の還付を受けていないとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」に平成7年4月1日付けで、国民年金第1号被保険者資格喪失の記載があり、オンライン記録では7年7月28日に13万7,010円の送金通知書が発行されており、この金額は、申立期間について納付された保険料額と一致していることから、申立期間の保険料は還付されたものと推認できる。

また、申立期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、当該期間の国民年金保険料の還付処理が行われたことについて、不自然な点はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年9月まで

申立期間当初の平成3年12月ころ、母から私の国民年金保険料の全額免除申請手続きをしたと聞いている。申立期間は学生納付特例期間であり、申立期間は全額免除のほずである。免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立期間当初の平成3年12月ころ、その母親から申立人の国民年金保険料の全額免除申請手続きをしたと聞いており、申立期間は学生納付特例期間であり、申立期間は全額免除のほずであるとしているが、申立人が主張している学生納付特例制度は12年4月に導入されており、3年当時は学生納付特例導入前の申請免除手続きをする必要があり、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間直後の平成5年11月8日に、その両親は同年12月21日に、それぞれ免除申請をしていることが確認できることから、その際の免除申請と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から12年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父親が全額免除申請をしたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が免除申請をしたはずであると主張しているが、その父親は、申立てどおりであれば免除申請手続を毎年度3回行う必要があったが、その手続について具体的な記憶が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び免除申請の状況が不明である。

また、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 1 月まで

平成元年 4 月に A 市役所（現在は、B 市役所）で転入手続をした際に、窓口職員から 20 歳になった昭和 60 年*月から就職して厚生年金保険に加入する平成元年 1 月までの期間が未加入であったことを非難、叱責され、20 歳までさかのぼって納付するよう言われた。

国民年金保険料を早急に納付しなければと母に相談し、急なことで保険料は母に捻出してもらい、後日母とともに 20 歳までの保険料額 30 万円を持って同市役所へ行ったが、2 年分しかさかのぼれないと言われ、請求された額（20 万円弱）を納付した。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市への転入手続を行った平成元年 4 月に過去の国民年金保険料として 2 年分さかのぼって 20 万円弱を納付したとしているが、必要な保険料額（18 万円）は申立人が納付したとする額（20 万円弱）とおおむね一致しているものの、申立人は加入手続の際に交付されるはずの年金手帳を受領した記憶も、納付書を見た記憶も無く、保険料を納付した際には、レシートのような領収証を受け取ったとしているなど、申立人の申述は、当時の取扱いと符合しない。

また、申立人は、平成元年 4 月に A 市役所で国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得時期から 4 年 6 月ころに払い出されていることから、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、オンライン記録では申立期間は未加入期間とされており、申立人の所持する年金手帳の「被

保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄には「平成2年8月8日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年5月まで

私は、平成5年1月末に会社を退職し同年6月に再就職するまでの申立期間は無職であったが、A町役場から国民年金保険料の納付書が届いたので、同役場で数万円の保険料を納付した。

短い無職期間に、しっかりと国民年金の納付書が届くものだなと感心した記憶がある。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月末に会社を退職し同年6月に再就職するまでの無職の期間中に、A町役場から国民年金保険料の納付書が届き、同役場で数万円の保険料を納付したとしているが、国民年金加入手続をした記憶が無いにもかかわらず納付書が届いたとしているなど、申立人の申述は、当時の取扱いと符合しない。

また、申立人が所持している平成5年1月末に退職した会社から渡されたとする年金手帳には、加入手続時に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号及び「初めて被保険者となった日」の記載が無いこと、申立人は、A町役場から別の年金手帳を受領した記憶が無いこと、並びに申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されていることから、申立人が申立期間当時に加入手続をしていた形跡も、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間はオンライン記録上、未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年10月まで
20歳になった平成5年*月ころだと思いが、A町役場で国民年金の加入手続をした。保険料は、6年2月に未納分のうちの10万円を、同年3月には残りの未納分を納付して、以後、定期的に納付した。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成6年2月に未納分のうちの10万円を納付したと主張しているが、仮に申立人が20歳になった5年*月から6年2月までの保険料をまとめて納付した場合でも4万1,500円にしかならないことから、申立人の主張は、当時の納付金額とは符合しない。

また、申立人は、平成5年*月ころに国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、8年5月ころであると推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、申立人が所持する年金手帳にも国民年金の被保険者期間である旨の記載は無いことから、申立期間は制度上納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 26 日から 49 年 3 月 1 日まで
昭和 48 年 6 月 26 日から 49 年 3 月 1 日まで、A 地の株式会社 B で C の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、株式会社 B を退職する際に引継ぎを行った同僚の供述及び同社の社会保険の事務担当者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の社会保険の事務担当者は、「株式会社 B においては、諸般の事情から、入社時に試用期間制度を導入しており、原則 3 か月間は社会保険には加入させていなかった。当時の人事記録等の書類は残っていないが、申立人は、同社には 3 か月足らずの在籍なので社会保険の手続はしていない。」と供述している。

また、株式会社 B の複数の同僚が、試用期間については社会保険が未加入であったことを認識しており、厚生年金保険料の控除も行われていなかったことを供述している。

さらに、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は確認できない上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月末まで、A 地にあった B 社 C 営業所に勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤めていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している B 社 C 営業所の上司の供述並びに申立人が保管する申立期間内の年度、C 営業所名及び申立人の氏名が刻印された表彰用のトロフィー等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同営業所はオンライン記録及び事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、B 社は廃業しており、事業を継承する D 株式会社では、社会保険の関連資料等が保管されていないため、厚生年金保険の届出及び納付については不明としており、申立人の申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、申立人は、同職種の同僚の氏名については記憶していないものの、上司及び事務職の同僚の二人の氏名を覚えているが、連絡が取れた上司である C 営業所の所長は、「申立人の職種である E は、出来高・歩合で報酬を支払っており、F 契約であったので、全員が社会保険及び雇用保険に加入していなかった」と供述している。

さらに、B 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該上司の申立期間に係る被保険者記録は確認できるものの、申立期間に

被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号は連番で欠落は無い上、同名簿で申立期間同時に、被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している従業員はおらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月ころから 63 年 1 月ころまでのうちの 3 か月間

入社した正確な時期は覚えていないが、昭和 61 年 4 月から 63 年 1 月までのうちの 3 か月間、有限会社 A（現在は、B 社）で C の仕事をしてきたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。社会保険に加入していたと思うのでこの期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 A に昭和 62 年 7 月 20 日に入社した同僚が、「入社時既に申立人は勤務していた。」と供述していること、及び同年 8 月 20 日に入社した同僚が、「入社から 1 か月くらいで申立人が退社した。」と供述していることから、申立人が、申立期間のうちの 62 年 6 月ころから 3 か月間程度、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が自分より 1 か月くらい後に入社したと記憶している上記の同僚は、オンライン記録では昭和 62 年 9 月 21 日に被保険者資格を取得しているが、「当時、申立人や私が所属していたグループでは、事務員の定着率が悪かったため入社 2 か月は試用期間とし、この間社会保険には加入せず、社会保険料も控除されていなかった。申立人も同じ扱いであったと思う。」と供述しており、同年 8 月 20 日に入社した上記の同僚も、オンライン記録では同年 12 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、「私の所属するグループでは、当時 3 か月間の試用期間があり、この間厚生年金保険には加入しなかった。保険料は、加入手続をしてから控除された。」との供述のとおり、当該同僚の給与明細書により、被保険者資

格を取得してから保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録は無い。

また、B社は、申立期間当時の資料の保存が無く、当時の担当税理士も死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案3807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から45年7月31日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していたうち、昭和40年3月16日から44年12月13日まで、C事務所に駐在員として赴任していた。

D地駐在中は、毎月、円に換算して25万2,000円支給されていたが、国（厚生労働省）の記録では、C事務所に駐在中及び帰国後における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、会社によって不当に過少申告されていると思われるので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年3月22日から61年12月31日までA株式会社に勤務し、C事務所に駐在した期間も含めて、継続して厚生年金保険に加入しており、厚生労働省の記録では、申立期間に係る定時決定における標準報酬月額が40年10月は2万円、41年10月は1万4,000円、42年10月は1万6,000円、43年10月は1万8,000円とされ、44年8月の月額変更における標準報酬月額が2万2,000円とされている。

これに対し、申立人は、昭和40年3月16日にD地へ出発する前の標準報酬月額3万6,000円が、同年5月の月額変更により3万9,000円となったにもかかわらず、同年10月の定時決定において2万円に引き下げられた上、その後はD地駐在中に支給された現地手当よりも少ない額が標準報酬月額となっており、44年12月13日に帰国した後も45年7月までの標準報酬月額が、実際より少なく記録されていることに対し、疑問があるとしている。

しかしながら、申立人は、「D地駐在中、日本に開設した自分の銀行口

座に、A株式会社から内地手当というものが、少し振り込まれていた。」と説明していること、及び複数の同僚が、「海外赴任中は、内地手当が銀行の口座に振り込まれていた。」と供述していることから、申立人の内地手当は、株式会社B保存のA株式会社に係る海外駐在員給与等取扱規程から、基準賃金（本給に加給及び家族給を加えた額をいう。）の40%（パーセント）の額が内地手当として支給されていたと考えられる。

また、株式会社B保存の申立人に係る職員カードから計算できる申立人の内地手当に見合う標準報酬月額、申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における定時決定又は月額変更の記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 22 日から 53 年 12 月 22 日まで
昭和 51 年 10 月 21 日から 53 年 12 月 22 日まで株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、51 年 12 月 22 日から 53 年 12 月 22 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主は死亡しており照会できない上、当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険の記録が確認できる8人に照会したが、申立人の勤務状況、厚生年金保険への加入及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 51 年 10 月 21 日に資格を取得し同年 12 月 21 日に喪失している記録が確認でき、当該記録が、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の全額申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 5 月から同年 12 月まで

昭和 41 年 5 月から同年 12 月までは事業主が A 氏の B 船に、42 年 5 月から同年 12 月までは事業主が C 氏の D 船に乗船し、業務に従事していたにもかかわらず、当該期間の船員保険の記録が確認できないため、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B 船（事業主は、A 氏）は船員保険の適用事業所としての記録が確認できない上、E 法務局 F 支局及び G 支局に照会したものの、同船舶に係る登記簿の記録は確認できなかった。

また、B 船について、H 組合、I 組合、J 組合、K 組合、L 組合、M 組合、N 組合及び O 組合に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶する同僚からも、申立人の船員保険への加入をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、船舶所有者名簿によると、D 船が適用事業所となったのは昭和 42 年 9 月 1 日であり、同日前において当該事業所が適用事業所であった記録は確認できない。なお、申立人は、43 年 8 月 1 日から同年 12 月 22 日までの期間において、同事業所に係る被保険者記録が確認できる。

また、D船の事業主は、「高齢のため詳細については思い出せない」と供述している上、当時の資料を保管しておらず当時の状況を確認することはできないほか、所在を確認できた同船舶の被保険者 13 人に対し照会を行ったが、申立人の同船舶における勤務状況、船員保険への加入及び事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、D船について、H組合、I組合、J組合、K組合、L組合、M組合、N組合及びO組合に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 57 年 2 月まで

株式会社Aに昭和 53 年春ころから 57 年春ころまで勤務した。同社では、私はBの営業を行っていた。私の厚生年金保険被保険者記録には、同社に勤務していた期間の記録が無い。当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時、株式会社Aの事業主が設立した別会社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aで社会保険関係の事務を当時担当していた従業員は、「申立人の名前は聞いたことがあるが、申立人に係る社会保険の手続をした記憶は無い。申立人は、別会社に在籍していたことも考えられる。」と供述している。

また、申立人の元同僚は、「株式会社Aの別会社で、申立人と一緒に働いていた。当時、申立人が、厚生年金保険に加入していたかは分からないが、私は国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人が、申立期間に、株式会社Aで被保険者資格を取得した記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から55年9月7日まで

株式会社Aが倒産したため退職し、その後、昭和53年3月から55年9月7日まで有限会社Bに勤務した。同社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、国民健康保険には加入していなかった。また、一緒に勤務していた元同僚は、同社で厚生年金保険に加入していた。同社に勤務していた期間について、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bの事業主は、「申立期間当時、当社に勤務していた従業員から聞いたところによると、期間の特定はできないが、申立人は、当社に勤務したことがあった」と供述している。

しかしながら、当該事業主は、「当社の厚生年金保険被保険者資格取得者の名簿に、申立人が名前を挙げた元同僚の被保険者記録はあるが、申立人の被保険者記録は無い。また、当時、当社には農家から働きに来ていた人などもおり、厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と供述している。

また、申立期間当時、有限会社Bに勤務していた従業員から、「本人が希望して厚生年金保険に加入しない人もいた。」との供述があった。

さらに、有限会社Bに係る事業所別被保険者名簿に、申立人が申立期間に同社で被保険者資格を取得した記録は無く、同期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月17日から同年12月17日まで
昭和20年12月15日から22年12月17日までの間、A株式会社に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和20年12月15日から22年12月17日まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A株式会社は昭和29年11月*日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる5人に照会し、回答を得られた4人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記4人の同僚の一人は、「厚生年金保険の加入及び脱退は、本人の希望で選択できた。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から35年7月31日まで
② 昭和42年12月1日から56年12月31日まで

私は株式会社Aに昭和35年7月まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間の記録が35年7月まで無いのはおかしい。また、株式会社Bに41年3月1日に入社したが、株式会社Bに在籍しながら、有限会社Cで業務を行っていた。この期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなのに厚生年金保険被保険者期間の記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚照会に回答のあった8人のうち5人は、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の給与控除について不明であると供述している。

また、照会に対する事業主からの回答によると、事業主は申立人が主張する申立期間①の資料が保存されておらず、申立期間①の届出及び厚生年金保険料を納付したか否か不明であると供述している。

さらに、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和31年1月20日に資格を取得し、32年1月20日に喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

2 申立期間②について、株式会社Bの元代表取締役及び元取締役を含む15人の元同僚の供述により、勤務期間を特定することはできないもの

の、申立人が株式会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該 15 人のうち元代表取締役等 3 人は、申立人が昭和 42 年 11 月ころ株式会社Bから独立してD社を設立したことから、申立人との雇用契約は請負契約であったと思うと供述している上、申立人の雇用保険被保険者記録により同年 11 月 30 日に株式会社Bを離職していることが確認できる。

また、当該事業所の当時の社会保険担当者は、事業所がE市に移転した後、新規適用事業所届等関係書類を社会保険事務所（当時）に提出したとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含む元同僚 4 人は株式会社Bにおける健康保険厚生年金保険被保険者資格を昭和 41 年 3 月 1 日に取得し 42 年 11 月 30 日に喪失していることが確認できる上、当該 4 人は同年 12 月 14 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月ころから同年 12 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月ころから 42 年 3 月ころまで

申立期間の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①について、A地に所在していたB社に正社員で半年間くらい勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②について、C市に所在するD社に正社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にE市に所在するB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間①当時、勤務していたとするB社は、適用事業所払出簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、適用事業所払出簿により、A地に所在するF株式会社を把握したが、当該事業所は、法務局に商業登記簿が見当たらない上、当該事業所に係る被保険者原票回答票には、申立人の氏名が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は既に解散し、当時の事業主は他界しているため、申立人の勤務実態及び周辺事情の情報を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないため、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同

僚を抽出し照会したものの、申立人の同社における勤務実態について確認することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間にC市に所在するD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間②当時、勤務していたとするD社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、社会保険事務所の職歴審査照会回答票（事業所一覧）により、D社と類似の商号を有する事業所など8社を抽出し調査したが、申立人が申し立てている事業所は特定できない。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び周辺事情の情報が得られない。

- 3 申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録が無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 8 月 1 日に A 株式会社に入社し、62 年 9 月 1 日まで B や C に配属になり、D の仕事をしていた。
年金のお知らせが届き、平成 20 年 7 月に E 地の年金相談所に行ったところ、当該事業所勤務期間の厚生年金保険 61 か月分を昭和 62 年 11 月 30 日に一時金で受給したことになることを知り驚いた。
受け取った記憶が全く無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 * 月 * 日に亡くなったその夫の脱退手当金 113 か月分を 61 年 9 月 2 日に受給したことは認めているところ、翌年の 62 年 9 月 1 日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際に、年金の受給資格の無かった申立人が、自分の脱退手当金を受給しなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金の記録は申請免除期間を除き、未納とされていることが確認できることから、申立人の年金に対する意識は高かったものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 62 年 11 月 30 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 12 日から 42 年 12 月ころまで
② 昭和 43 年 1 月ころから 45 年 10 月又は同年
11 月ころまで

申立期間①について、昭和 39 年 8 月 10 日から 40 年 2 月 12 日まで有限会社 A で厚生年金保険の被保険者期間があるが、その後も同社に勤務した。厚生年金保険の記録がある期間も含めて 2、3 年は勤務したと思う。

申立期間②について、B 株式会社にて昭和 43 年 1 月ころから 45 年 10 月か同年 11 月ころまで勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が同僚照会をしてもよいとする同僚一人に確認したところ、「申立人は有限会社 A で 2、3 年勤務していた。」としている。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、申立期間①当時の事業主が死亡していること及び確認する資料が残っていないことから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認をすることができない上、他の同僚へは申立人からの要請により照会を行うことができないため、申立内容に係る事実を裏付ける供述を得ることができない。

また、申立人が記憶する名前の同僚は、有限会社 A に係る事業所別被保険者名簿に名前が無いことが確認できる。

さらに、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①前後における健保証の番号は連番となっており欠番は無い。

加えて、雇用保険の加入記録は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時の事業主の名前について分からないとしている上、同僚については申立人からの要請により照会を行うことができないため、申立人が主張する申立内容を確認することができない。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることが基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）で確認できる上、事業所別被保険者名簿に記載されている事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の保管も無いことから、申立人の申立内容について確認をすることができない。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、健保証の番号には欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、雇用保険の加入記録は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 36 年 3 月 26 日まで
昭和 33 年 8 月 4 日から 36 年 3 月 25 日まで、A院（以下「B院」という。）C部で非常勤職員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の資格喪失日が 34 年 10 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無い。仕事の内容に変化は無く、継続して勤務していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在職証明書並びにB院から提出された経歴書及び辞令台帳により、申立人が申立期間において非常勤職員として同院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、経歴書の記載から、申立人は、昭和 33 年 8 月 4 日から 34 年 9 月 30 日まで非常勤のDとして雇用され、同年 10 月 1 日からは非常勤のEとして再雇用され、給与形態もそれまでの日給制から時間給制に取扱いが変わったことが確認でき、これについてB院の給与担当者は、「当時の雇用条件や社会保険への加入条件が不明なため、正確なことは分からないが、日給制から時間給制に変わったことから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたものと推測される。」と述べている。

また、辞令台帳の記載から、申立人と同じEで申立人とほぼ同時期の昭和 36 年 3 月 31 日に退職した二人の同僚について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者期間を調査したところ、一人は退職翌日の資格喪失となっているものの、ほかの一人は資格喪失日が申立人と同じ 34 年 10 月 1 日となっており、申立人と同様、申立期間の記録が無い。

さらに、同僚照会において、申立人が記憶する二人の同僚から回答があったものの、二人とも非常勤職員として採用された後、申立期間当時は正規職員としてF組合に加入していた（退職時に同組合の脱退手当金を受給）とし、申立期間における申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除の有無については供述が得られなかった。

加えて、事業主は、申立期間における申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除の有無について不明であるとしているほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 9 日から 47 年 2 月 27 日まで
申立期間はA社（現在は、B株式会社C支店）に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は、昭和 45 年 4 月 13 日資格取得、同年 11 月 9 日資格喪失となっている。申立期間においても厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社では、申立人は、昭和 45 年 11 月 8 日付けでDに任命され、同日付けでE組合の組合員となり、同組合に係る年金制度に加入したと回答している。

また、E組合に照会したところ、申立人の同組合における組合員期間は、昭和 45 年 11 月 8 日から 47 年 2 月 27 日までであったと回答しており、申立期間については厚生年金保険が適用されない期間であったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 52 年 9 月から 54 年 9 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から 56 年 8 月まで
④ 昭和 56 年 9 月から 58 年 9 月まで
⑤ 昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月まで
⑥ 平成 4 年 10 月から 6 年 9 月まで
⑦ 平成 7 年 7 月から 9 年 9 月まで
⑧ 平成 10 年 10 月から 12 年 9 月まで
⑨ 平成 12 年 10 月から 14 年 9 月まで

年金の請求手続の際に厚生年金保険の標準月額表をもらったことから自分で整理してみると申立期間のうち、申立期間①及び②については、その前の期間の標準報酬月額より減額されており、申立期間③から⑨までについては、いずれも約 2 年間の標準報酬月額が同額であった。

昭和 44 年 6 月 23 日に A 株式会社（現在は、B 株式会社）に入社して現在（申立日は、平成 22 年 2 月 16 日）まで、給与は毎年昇給しており減額となっていないことから納得できない。

平成 3 年から 11 年までの期間及び 13 年から 15 年までの期間の源泉徴収票を保管していることから、調査して記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 6 月 23 日に A 株式会社に入社して現在まで勤務しているが、給与は毎年昇給しなかったことは無いことから、標準報酬月額がその前の期間より減額されたり、2 年間も同額となっているのは不自然

であるとしている。

しかし、申立人は、A株式会社においては年間賞与を4か月はもらっていたと主張しており、事業主も「C事業は順調に業績を伸ばしていたことから年間賞与を4か月は支払っていたと思う。」と供述していることから、源泉徴収票に記載の支給総額を16か月分（年間賞与を4か月と計算）及び17か月分（年間賞与を5か月と計算）で試算したところ、17か月分で計算した場合の当該各年の平均給与月額、厚生年金保険・標準報酬・保険料月額表記載の月額とおおむね一致している。

また、源泉徴収票に記載された社会保険料控除額（以下「徴収票上の社会保険料控除額」という。）から当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を算出するには、申立期間当時の社会保険料の保険料率が必要であるところ、A株式会社はすべての申立期間にD基金に加入しており、同基金の定めた保険料率であったと供述しているものの、当該基金は平成15年3月*日に解散しており、事業を引き継いだE会は、当該期間に係る保険料率等の厚生年金保険料控除額を算定する資料は保管されていないと回答していることから、当該控除額を算出することができない。

さらに、A株式会社は、すべての申立期間に係る給与や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料について法定保存期間が経過して保存されていないことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については確認できないと供述している上、E会が保管する当該基金の加入記録における標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額は一致していることが確認でき、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、前述の源泉徴収票を除き、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がすべての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月15日から同年4月15日まで
② 昭和33年4月15日から34年11月1日まで
③ 昭和44年2月1日から同年11月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答があった。

申立期間①は、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、B株式会社に勤務していた期間であるが、申立期間②の加入記録が無いのは、昭和34年9月又は同年10月に行われた社会保険事務所の指導(調査)により、当該期間の被保険者資格記録から削除された結果ではないかと思われる。

申立期間③は、B株式会社に2度目に勤務した期間であるが厚生年金保険の記録が無い。

それぞれの期間の厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡可能な同僚11人に照会したところ、回答のあった7人は、いずれも申立人の勤務状況については不明としていることから、申立人が申立期間①に勤務していたことを確認することはできない。

また、株式会社Aは、昭和49年10月*日に解散していることから、同社に係る商業登記簿謄本で確認できる代表取締役及び取締役4人に照

会したが、あて先不明で送達することができず、申立人の勤務の実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間①において、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無い上、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和27年4月15日となっており、訂正等が行われた形跡もうかがえない。

2 申立期間②について、申立人の記憶している同僚及びB株式会社に係る事業所別被保険者名簿により照会した複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和34年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、当該日より前に同社において資格を取得した者はいない。

また、B株式会社の元役員(当時の事業主の子息)に照会したところ、同社の事業主は既に他界しており、同社は平成12年7月31日に営業停止し、関係書類等も無く、申立期間②の状況は不明としていることから、申立人の勤務の実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、連絡可能な同僚3人に照会したところ、うち二人は、「入社日は、厚生年金保険の資格取得日の前であるが、保険料控除の時期については不明である。」としており、ほかの一人は、「入社日は適用事業所となった日。」としている。

なお、申立人が主張している「申立期間当時の被保険者記録が無いのは、社会保険事務所の調査により削除された結果ではないかと思う。」ということについては、年金事務所では、「調査の事実関係は書類が無いことから確認できないものの、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿にその旨の記載が無いことから調査は無かったものと思われる。」としている。

3 申立期間③について、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が事業主を含めて5人確認できるが、事業主は既に他界しており、かつ、同僚4人の年金番号は、いずれも基礎年金番号に未統合であるため住所不明で照

会することができず、申立人が申立期間③に勤務していたことを確認することができない。

また、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録によると、同社は昭和42年1月31日に厚生年金保険の適用事業所で無くなった後、44年10月1日に2度目の適用事業所となっていることから、申立期間③のうち、44年2月1日から同年10月1日までの期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間②と同様に事業主は既に他界し、その息子も申立期間③の状況は不明としていることから、申立人の申立期間③に係る勤務の実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立期間③において、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険払出番号に欠番は見当たらず、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和44年11月10日となっており、訂正等が行われた形跡もうかがえない。

4 このほか、申立人に係るすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年ごろから 55 年ごろまで
② 昭和 58 年ごろから 60 年ごろまで

年金記録を調べたところ、厚生年金保険に未加入となっている期間があるが、申立期間①は株式会社Aに、申立期間②はB株式会社に勤務していたので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間①の一部期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、当該事業所は申立期間①中の昭和 55 年 6 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により上記新規適用時に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 7 人に照会し 6 人から回答を得たものの、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 適用事業所名簿では、B株式会社は昭和 57 年 3 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当

該事業所が適用事業所でなくなった時に被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚8人に照会し6人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から28年10月まで
② 昭和29年8月1日から30年7月1日まで

中学を卒業して昭和23年4月に地元のA社に入社し、Bの仕事に従事し、会社が倒産した28年10月まで勤務した。また、直後の同年10月15日から30年6月ころまで同じ市町村にあった有限会社C（以下、D社）に就職して同様の仕事をした。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の記録が無い。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は中学を卒業するとすぐに親の勧めでA社に就職した。E、F工場があり、従業員が120人ほどいて、私はE工場でBの仕事をしていた。そこにはG地の住民14人が勤務していた。」と具体的供述をしていること、及び申立人が名前を挙げた事業主の名前が商業登記簿に記載された役員名と一致することから、期間は特定できないが、申立人がG地内に所在したA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社において一緒に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚6人はいずれも所在が不明であるため、当時の情報を得られず申立人の勤務状況を確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「D社は4つの工場があり、事業主は兄弟4人がいてそれぞれの工場を経営していた。私は、昭和28年10月から次男の経営するD社H工場に勤務していた。29年8月に四男の経営するI工場に移ってほしいと要請されその日から移って勤務した。4つの工場はD社と称しており、いずれも社会保険に加入していると思った。」と供述している。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録を調査したが、D社で適用事業所の記録が確認できるものはH工場だけであり、J工場、K工場及びI工場の記録は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた唯一の同僚、D社H工場の当時の事業主及びI工場の当時の事業主は既に死亡している上、D社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在地が判明した同僚5人に照会を行ったものの、いずれも供述が得られず、申立人の申立期間②の勤務実態について確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 16 日まで
私は、株式会社Aに就職し、昭和 34 年 3 月に退職した。社会保険庁（当時）の記録では、この被保険者期間について同年 5 月 27 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 34 年 5 月 27 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるとともに申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正については、認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から同年10月1日まで
② 平成9年1月31日から同年2月1日まで
③ 平成9年2月1日から11年3月31日まで

社会保険庁(当時)の記録では、株式会社Aに勤務していた3か月間が欠落している。この会社は自分で経営していたので、社会保険に加入していたはずである。

また、申立期間②及び③の株式会社B(現在は、株式会社C)の給与は特に変わっていないはずなのに標準報酬月額が下がっている。この記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aの法人登記簿謄本から申立人が代表取締役であったことが確認できることから、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人は、同事業所の代表取締役であったことから、申立人は、申立期間当時においても厚生年金保険の適用事業所になっていないこと、及び給与から厚生年金保険料を控除していないことを承知しているものと認められる。

また、申立期間①当時、申立人は、現在も居住しているD市において国民健康保険の被保険者期間であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録上標準報酬月額が 28 万円となっているところ、申立人が保有している平成 9 年の源泉徴収票から算出した結果、申立期間②について標準報酬月額が 59 万円であったことは推認できる。

しかし、申立期間当時において、申立人は、株式会社 B の取締役であり、複数の同僚から「E の担当役員だった。」との供述がある上、申立人自身も「当時自分は E を担当していた。」としており、これらのことから、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、株式会社 C は、オンライン記録によると、平成 11 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、同年 4 月 2 日に申立人の 9 年 2 月から 11 年 2 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時同社の取締役になっていたことが法人登記簿謄本により確認できる上、当時の同僚は「F 担当役員だった。」、「G ほか担当役員だった。」、「標準報酬月額の引き下げは役員だけを対象に行った。」等の供述をしており、申立人も「当時は F 担当の役員であり、標準報酬月額の訂正について部下から話を聞きやむをえず同意した。会社の資金繰りも相当悪化していた。」等の供述をしている。これらのことから、申立人は、標準報酬月額の減額処理の訂正処

理について職務上関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、株式会社Cの取締役として社会保険関係について一定の権限を有していた申立人が、標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 16 日から 45 年 2 月 21 日まで
昭和 44 年 7 月 16 日から 45 年 2 月 21 日まで A 株式会社勤務し、B 業務等に従事したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社における業務内容及び申立期間における同社の所在地についての供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社における業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、A 株式会社は、申立人の同社における勤務については確認できないとしている上、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、整理番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

また、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と同時期に同社において、被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 20 人に申立人について問い合わせたところ、11 人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで株式会社AのB工場に付属する専修学校に採用され、給料をもらいながら教育を受けた。身分は「生徒」だが、扱いは正社員であり、健康保険証も発行されていたので当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所（窓口は、株式会社C）が提出した指導要録により、申立人が申立期間同時に株式会社AのB工場C専修学校に在籍していたことが確認できる。

しかし、当該事業所では昭和 39 年 3 月まではC専修学校の在籍者については、健康保険のみ加入させていたとしている上、当該事業所から提出のあった健康保険被保険者資格喪失届において、健康保険被保険者証の番号のみが記載されていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の一人は、昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日までC専修学校に在籍し、申立人も 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで在籍していたと供述しているが、当該同僚のC専修学校在籍期間における厚生年金保険被保険者記録は無い上、当該同僚が記憶する同級生も、31 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 20 日まで在籍したが、当該期間は厚生年金保険被保険者ではなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。